

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
上原土木（有） 知事 第 3 4 6 1 号	上原 謙二	島根県邑智郡美郷町上 川戸 2 9 4 - 1	令和 5 年 1 2 月 5 日から 令和 5 年 1 2 月 1 8 日まで (2 週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

上原土木（有）は、島根県県央県土整備事務所が発注した「令和 4 年度 林業専用道開設事業 ロクロ谷石見線道路工事」において、元請負人として工事に携わった。準備工として下請け業者が伐採作業を行っていたが、作業員が根返りした倒木をチェーンソーにより切断を始めたところ、滑ってきた根株や土砂と一緒に墜落し負傷（第二腰椎椎体骨折、右腕切創 6 針）する事故を発生させた。

浜田労働基準監督署は同社に対し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行っていないとして、令和 5 年 1 0 月 1 0 日に是正勧告を行った。

4. 指名停止措置理由等

上原土木(有)が、浜田労働基準監督署からは正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第 1 第 7 号に該当する。

なお、指名停止措置期間は 2 週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 ヶ月以内 (故意又は重過失の場合、 1 ヶ月以上)

資料提供（R5.12.5）

島根県森林整備課治山係 松井

電話 0852-22-5172

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
許可番号 第10号 邑智郡森林組合	代表理事組合長 植田 淳	邑智郡川本町大字因原 66 番地	令和5年12月5日から 令和5年12月18日まで (2週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する森林整備工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

邑智郡森林組合は、島根県県央県土整備事務所が発注した「令和4年度 林業専用道開設事業ロクロ谷石見線道路工事」において、下請負人として工事に携わった。準備工として伐採作業を行っていたが、作業員が根返りした倒木をチェーンソーにより切断を始めたところ、滑ってきた根株や土砂と一緒に墜落して負傷（第二腰椎椎体骨折、右腕切創6針）する事故を発生させた。

浜田労働基準監督署は同森林組合に対し、危険を防止するための措置を講じていなかったことが労働安全衛生法21条に違反するとして、令和5年10月10日に是正勧告を行った。

4. 指名停止措置理由等

上記の事案は、「森林整備工事入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」第13条に該当する。

なお、指名停止措置期間は、2週間とする。

森林整備工事入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱 第13条

建設工事入札参加資格者名簿に登載された法人に対して、指名停止要綱に基づく指名停止又は解除の措置が行われたときは、同様な措置を行うものとする。

【参考】

建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置

(同工事での元請負人に対する指名停止措置)

指名停止期間 2週間 (令和5年12月5日から令和5年12月18日まで)